

総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札をいう。以下同じ。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 工事概要

### (1) 工事名

袋川発電所水車発電機設置工事

### (2) 工事場所

鳥取市国府町殿

### (3) 工事内容

水車発電機設置工事 最大出力1,100キロワット（1,050キロワットから1,149キロワット）

水車製作据付（型式 横軸フランシス水車）	1基
発電機製作据付（型式 同期発電機）	1基
配開装置製作据付	一式
遠方制御装置製作据付	一式
試運転	一式

詳細は、袋川発電所水車発電機設置工事仕様書による。

### (4) 予定価格

379,837,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (5) 工期

契約締結日から平成23年8月10日まで

### (6) 入札方法等

ア 本工事は、入札時に水車発電機の性能及び維持管理費用等の提案を受け付け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札の適用工事である。

イ 本工事の入札は、鳥取県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札により行うものとし、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力すること。

ウ 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。また、低価格入札者は事後の事情聴取及び調査に協力しなければならない。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年5月21日（木）から同年6月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置又は鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）第4条の規定による資格停止等を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の

うち、電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成19年鳥取県告示第786号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち発注工事種別の電気工事に係るものを有すること。

(5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号鳥取県県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の期間に、この入札の開札日が含まれていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて競争入札参加資格を付与されていること。

(7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうち、本工事の施工期間中、主任技術者又は監理技術者として配置することができる技術者（本公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。

(8) 本工事の施工期間中、現場代理人として配置することができる者を有していること。

(9) 会社要件

ア 単独企業・共同企業体の別

単独企業

イ 同種工事实績

国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、都道府県又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者の発注工事において、元請又は共同企業体（経常建設共同企業体を除く。）の構成員（ただし、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）として、平成5年度以降に完成した水力発電設備に関する水車又は発電機の製作据付工事の工事实績があること。

(10) 技術者要件

ア 配置技術者の専任の要否

専任を要する。

イ 配置技術者の資格

電気工事業に係る建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた技術士及び同法第27条第3項の合格証明書の交付を受けた1級電気工事施工管理技士であること。

ウ 配置技術者の配置

配置技術者は、工場製作期間及び据付期間において、それぞれ別の者を配置することができる。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 入札手続に関すること

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課企画総務担当

電話 0857-26-7443

イ 技術的事項に関すること

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局工務課電気担当

電話 0857-26-7447

(2) 入札説明書等の交付

袋川発電所水車発電機設置工事入札説明書、その他資料（以下「入札説明書等」という。）は、平成21年4月14日（火）から同年5月21日（木）までの間にインターネットのホームページ（[http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/](http://www.pref.totтори.lg.jp/kigyokyoku/)）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間および時間

平成21年4月14日（火）から同年5月21日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) 交付場所

(1)のアに同じ

イ 郵便による場合

平成21年4月14日（火）から同年5月14日（木）までの日（休日を除く。）に390円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封し、(1)のアの場所へ請求すること。

(3) 入札及び開札の日時

ア 入札書提出期間

平成21年6月5日（金）午前10時から同月9日（火）午後4時まで

イ 開札日時

平成21年6月10日（水）午前10時

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 本入札に参加を希望する者は、入札説明書等で示す入札参加表明書及び2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)のアの場所に平成21年5月21日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

## 7 落札者の決定方法

落札者を決定するための方法及び基準は、次のとおりとする。

- (1) この公告に示した工事を完遂できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であること。
- (2) 仕様を満足するものに標準点として100点を与え、提案書の内容について、加算点として別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。
- (3) 標準点及び加算点の合計を入札者の入札価格で除して得た数を評価値とし、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格が鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号鳥取県県土整備部長通知）に規定する低入基準価格と同様の方法により算出された調査基準価格を下回る場合で、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

## 8 配置技術者の確認

落札者決定後、工事実績情報システム（CORINS）等により配置技術者の監理技術者及び主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、配置技術者の変更は、認めない。

## 9 別に配置を求める技術者

低価格入札が行われた場合は、配置技術者の増員を求める。

## 10 支払条件

債務負担により、各年度における支払限度額は、次のとおりとする。

年度区分	支払限度額
平成21年度	151,924,500円
平成22年度	226,422,000円
平成23年度	1,491,000円

## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書等に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 手続における交渉の有無  
無

(5) その他

詳細は、入札説明書等による。

別記 落札者決定基準

評価項目			評価のポイント	加点の上限
性能・機能	水車発電機の効率	(1) 各使用水量における効率	・常時満水位において異なる使用水量4ポイントでの発電機出力の大きさ	3.0
		(2) 運転可能な使用水量の下限	・常時満水位での使用水量の下限値の低さ	2.0
費用	維持更新費	維持更新費、特記すべき技術提案	・維持更新費が安価、維持更新の容易さ ・使用機材の信頼性 ・部品の更新周期、汎用性 ・有効な技術提案が具体的に示されていること	10.0
技術力	1 同種工事の施工実績	過去15年間（平成5年度から平成19年度まで）の同種工事施工実績	・同種工事の実績件数	1.0
	2 緊急時等の体制	緊急時等の体制及び対処に要する時間	・48時間以内の現地確認体制の有無 ・10年以上の部品供給保証期間の有無	2.0
	3 配置技術者の同種工事の施工実績	過去15年間（平成5年度から平成19年度まで）の同種工事施工実績の有無	・同種工事の実績件数	2.0